

# 島根県地域防災計画

( 震災編 )

平成29年10月

島根県防災会議



島根県地域防災計画（震災編） 目次

第1編 総則

第1章 計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格等	1
第2章 島根県の防災の基本理念及び施策の概要	3
第1 防災の基本理念及び施策の概要	3
第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要	4
第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項	6
第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項	6
第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項	6
第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	6
第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	6
第5 事業者や住民等との連携に関する事項	6
第6 津波災害対策の充実にに関する事項	6
第7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項	6
第4章 島根県の地震防災環境	7
第1 自然環境の特性	7
第2 防災対策推進上の留意点	7
第3 災害履歴	9
第5章 地震被害想定	12
第1 地震被害想定調査の概要	12
第2 想定地震	12
第3 想定される被害の概要	15
第6章 減災目標	28
第1 策定の趣旨	28
第2 計画期間	28
第3 減災目標	28
第4 主要項目	28
第7章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	29
第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	29
第2 国、県、市町村、指定公共機関・指定地方公共機関、県民及び事業所の責務	34
第8章 計画の運用等	35
第1 平常時の運用	35
第2 災害時の運用	35

## 第2編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画	37
第1 地震、津波災害に強い県土づくり	37
第2 地震災害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備	37
第3 防災教育の推進	37
第1節 地盤災害の予防	38
第1 基本的な考え方	38
第2 崩壊危険地域の予防対策	38
第3 液状化危険地域の予防対策	41
第4 造成地の予防対策	42
第5 土地利用の適正化	43
第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	44
第1 基本的な考え方	44
第2 建築物の災害予防	45
第3 まちの不燃化	48
第4 ライフライン施設の安全化	50
第5 交通施設の安全化	63
第6 河川、砂防、治山等施設の耐震化	67
第3節 危険物施設等の安全対策	70
第1 基本的な考え方	70
第2 消防法に定める危険物施設の予防対策	70
第3 高圧ガス施設の予防対策	71
第4 火薬類施設の予防対策	71
第5 毒劇物取扱施設の予防対策	72
第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	73
第5節 防災活動体制の整備	74
第1 基本的な考え方	74
第2 災害対策本部体制の整備	75
第3 防災中枢機能等の確保・充実	76
第4 広域応援協力体制の整備	77
第5 災害救助法等の運用体制の整備	79
第6 公的機関等の業務継続性の確保	80
第7 複合災害体制の整備	81
第8 罹災証明書の発行体制の整備	81
第6節 情報管理体制の整備	82
第1 基本的な考え方	82
第2 情報通信設備の整備	83
第3 震度・潮位観測情報等伝達体制の整備	83

第4	防災センター室の運用	84
第5	総合防災情報システムの運用	85
<b>第7節</b>	<b>広報体制の整備</b>	86
第1	基本的な考え方	86
第2	県民への的確な情報伝達体制の整備	86
第3	報道機関と連携体制の整備	87
第4	災害用伝言サービス活用体制の整備	87
<b>第8節</b>	<b>避難予防対策</b>	89
第1	基本的な考え方	89
第2	避難体制の整備	90
第3	指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	94
第4	応急仮設住宅の確保体制の整備	97
<b>第9節</b>	<b>火災予防</b>	98
第1	基本的な考え方	98
第2	出火防止	98
第3	初期消火	99
第4	消防力の強化	99
<b>第10節</b>	<b>救急・救助体制の整備</b>	100
第1	基本的な考え方	100
第2	救急・救助体制の整備	100
第3	救急・救助用資機材等の整備	102
<b>第11節</b>	<b>医療体制の整備</b>	104
第1	基本的な考え方	104
第2	情報収集管理体制の整備	104
第3	医療救護体制の整備	105
第4	防災訓練	105
<b>第12節</b>	<b>交通確保・規制体制の整備</b>	106
第1	基本的な考え方	106
第2	交通規制の実施責任者	107
第3	交通規制の実施体制の整備	108
第4	緊急通行車両等の事前届出・確認	109
<b>第13節</b>	<b>輸送体制の整備</b>	111
第1	基本的な考え方	111
第2	輸送体制の整備方針	111
第3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	112
第4	緊急輸送道路啓開体制の整備	113
第5	緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備	114

第14節	防災施設、装備等の整備	1 1 5
第1	基本的な考え方	1 1 5
第2	広域防災拠点（防災活動施設）の管理・運営	1 1 5
第3	災害用臨時ヘリポートの整備	1 1 6
第4	防災装備等の整備	1 1 7
第15節	食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	1 1 8
第1	基本的な考え方	1 1 8
第2	食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	1 1 9
第3	飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	1 2 1
第4	燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	1 2 2
第5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	1 2 4
第6	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	1 2 5
第16節	廃棄物等の処理体制の整備	1 3 1
第1	基本的な考え方	1 3 1
第2	廃棄物処理体制の整備	1 3 1
第3	し尿処理体制の整備	1 3 2
第4	応援協力体制の整備	1 3 3
第17節	防疫・保健衛生体制の整備	1 3 4
第1	基本的な考え方	1 3 4
第2	防疫・保健衛生体制の整備	1 3 4
第3	食品衛生、監視体制の整備	1 3 5
第4	防疫用薬剤及び器具の備蓄	1 3 5
第5	動物愛護管理体制の整備	1 3 5
第18節	消防団及び自主防災組織の育成強化	1 3 6
第1	基本的な考え方	1 3 6
第2	消防団の育成強化	1 3 6
第3	自主防災組織の育成強化	1 3 7
第4	住民による地区の防災活動の推進	1 3 8
第19節	企業（事業所）における防災の促進	1 3 9
第1	基本的な考え方	1 3 9
第2	防災体制の整備	1 3 9
第3	事業継続の取組の推進	1 4 0
第4	事業者による地区の防災活動の推進	1 4 0
第20節	災害ボランティアの活動環境の整備	1 4 1
第1	基本的な考え方	1 4 1
第2	災害ボランティアの活動内容	1 4 1
第3	災害ボランティアとの連携体制の整備	1 4 2
第4	災害ボランティアの育成	1 4 2

第5	災害ボランティアコーディネーターの育成	142
第6	災害ボランティアの普及・啓発	142
<b>第21節</b>	<b>防災教育</b>	143
第1	基本的な考え方	143
第2	県及び市町村職員に対する防災教育	144
第3	県民に対する防災教育	144
第4	学校教育における防災教育	146
第5	防災上重要な施設の職員等に対する教育	147
第6	事業所における防災の推進等	147
第7	災害教訓の伝承	147
<b>第22節</b>	<b>防災訓練</b>	149
第1	基本的な考え方	149
第2	総合防災訓練	150
第3	シミュレーション訓練（図上訓練）	150
第4	個別訓練	150
<b>第23節</b>	<b>要配慮者等安全確保体制の整備</b>	153
第1	基本的な考え方	153
第2	避難行動要支援者等支援体制の構築	154
第3	地域における要配慮者対策	156
第4	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	157
<b>第24節</b>	<b>孤立地区対策</b>	158
第1	基本的な考え方	158
第2	通信手段の確保	158
第3	物資供給・救助体制の確立	159
第4	孤立に強い地区づくり	159
第5	道路寸断への対応	159
<b>第25節</b>	<b>調査研究</b>	160
第1	基本的な考え方	160
第2	震災対策調査研究の推進	160
第3	地域危険度調査研究の促進	161
<b>第2章</b>	<b>地震災害応急対策計画</b>	162
第1	活動体制の確立に関する対策	162
第2	被害の拡大を防止するための応急対策の実施	162
第3	被災者の保護と社会秩序の安全を図るための応急対策の実施	162
<b>第1節</b>	<b>応急活動体制</b>	163
第1	基本的な考え方	163
第2	県の応急活動体制	164

第3	市町村の応急活動体制の確立	184
第4	防災関係機関等の応急活動体制の確立	185
<b>第2節</b>	<b>災害情報の収集・伝達</b>	<b>186</b>
第1	基本的な考え方	186
第2	情報管理体制の確立	187
第3	地震情報の収集・伝達	190
第4	被害情報等の収集・伝達	195
<b>第3節</b>	<b>災害広報</b>	<b>208</b>
第1	基本的な考え方	208
第2	県による災害広報の実施	208
第3	市町村による災害広報の実施	211
第4	関係機関等による災害広報の実施	212
第5	住民等からの問い合わせに対する対応	213
<b>第4節</b>	<b>広域応援体制</b>	<b>214</b>
第1	基本的な考え方	214
第2	県における広域応援体制	214
第3	市町村・消防における相互応援協力	217
第4	市町村における広域応援体制	218
第5	緊急消防援助隊による応援	218
<b>第5節</b>	<b>自衛隊の災害派遣体制</b>	<b>221</b>
第1	基本的な考え方	221
第2	自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法	221
第3	自衛隊の災害派遣活動	224
第4	自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等	225
<b>第6節</b>	<b>海上保安庁への応援協力体制</b>	<b>230</b>
第1	基本的な考え方	230
第2	救援協力要請の方法	230
<b>第7節</b>	<b>災害救助法の適用</b>	<b>231</b>
第1	基本的な考え方	231
第2	災害救助法の実施機関	231
第3	災害救助法の適用基準	232
第4	被災世帯の算定基準	234
第5	災害救助法の適用手続き	235
第6	災害救助の実施方法等	236
<b>第8節</b>	<b>避難活動</b>	<b>240</b>
第1	基本的な考え方	240
第2	要避難状況の早期把握・判断	241



第3	避難勧告等の実施	242
第4	警戒区域の設定	247
第5	避難勧告等の伝達	248
第6	避難の誘導等	249
第7	避難場所及び避難所の開設、運営	251
第8	広域一時避難	254
<b>第9節</b>	<b>消防活動</b>	<b>255</b>
第1	基本的な考え方	255
第2	県による情報収集、指示等	256
第3	市町村・消防本部等による消防活動	256
第4	他の消防本部に対する応援要請	258
<b>第10節</b>	<b>救急・救助活動</b>	<b>259</b>
第1	基本的な考え方	259
第2	救急・救助活動	260
第3	救急・救助用資機材等の確保	261
<b>第11節</b>	<b>医療救護</b>	<b>262</b>
第1	基本的な考え方	262
第2	医療救護活動	263
第3	助産救護活動	264
第4	医薬品・医療用資器材等の調達	266
第5	傷病者等の搬送	266
第6	特別に配慮を要する患者への対応	266
<b>第12節</b>	<b>警備活動</b>	<b>268</b>
第1	基本的な考え方	268
第2	災害警備体制の確立	268
第3	災害警備措置	269
<b>第13節</b>	<b>交通確保、規制</b>	<b>273</b>
第1	基本的な考え方	273
第2	交通規制の実施	274
第3	緊急通行車両の確認等	277
第4	発見者等の通報と運転者のとるべき措置	280
第5	道路啓開	280
第6	港湾及び漁港啓開	282
<b>第14節</b>	<b>緊急輸送</b>	<b>283</b>
第1	基本的な考え方	283
第2	緊急輸送の実施	283
第3	緊急輸送手段等の確保	284
第4	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	286

<b>第15節</b>	<b>浸水、土砂災害対策</b>	289
第1	基本的な考え方	289
第2	浸水、土砂災害防止体制の確立	289
第3	浸水被害の拡大防止	289
第4	土砂災害等による被害の拡大防止	290
第5	土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報	291
<b>第16節</b>	<b>施設等の応急対策</b>	292
第1	基本的な考え方	292
第2	社会公共施設の応急対策	293
第3	建築物の応急対策	293
第4	宅地の応急対策	295
第5	危険物施設等の応急対策	295
第6	農作物、家畜及び関連施設の応急対策	297
第7	ライフライン施設応急復旧体制	298
第8	交通施設の応急対策	309
第9	河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策	311
<b>第17節</b>	<b>要配慮者の安全確保</b>	313
第1	基本的な考え方	313
第2	災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	313
第3	高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	314
第4	児童、ひとり親家庭に係る対策	314
第5	観光客及び外国人に係る対策	315
第6	社会福祉施設等に係る対策	316
<b>第18節</b>	<b>孤立地区対策</b>	317
第1	基本的な考え方	317
第2	孤立実態の把握	317
第3	物資供給、救助の実施	318
第4	道路の応急対策	318
<b>第19節</b>	<b>食料、飲料水及び生活必需品等の供給</b>	319
第1	基本的な考え方	319
第2	救援物資の管理体制	320
第3	食料の確保及び供給	322
第4	飲料水等の供給	326
第5	生活必需品等の供給	328
<b>第20節</b>	<b>災害ボランティアの受入れ、支援</b>	331
第1	基本的な考え方	331
第2	災害ボランティアの受入れ、支援	331
第3	海外からの応援の受入れ	332

<b>第21節</b>	<b>文教対策</b>	3 3 3
第1	基本的な考え方	3 3 3
第2	児童等の安全確認・施設被害状況確認	3 3 3
第3	応急対策の実施	3 3 4
第4	応急教育の実施	3 3 5
第5	学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	3 3 6
第6	文化財の保護	3 3 7
<b>第22節</b>	<b>廃棄物等の処理</b>	3 3 8
第1	基本的な考え方	3 3 8
第2	廃棄物処理	3 3 9
第3	し尿処理	3 4 0
第4	応援協力体制の確保	3 4 0
第5	廃棄物処理機能の復旧	3 4 1
第6	産業廃棄物の処理	3 4 1
<b>第23節</b>	<b>防疫・保健衛生、環境衛生対策</b>	3 4 2
第1	基本的な考え方	3 4 2
第2	防疫活動	3 4 2
第3	保健活動	3 4 3
第4	精神保健活動	3 4 4
第5	食品衛生指導	3 4 4
第6	環境衛生対策	3 4 5
第7	動物愛護管理対策	3 4 5
<b>第24節</b>	<b>遺体対策</b>	3 4 6
第1	基本的な考え方	3 4 6
第2	遺体の捜索	3 4 6
第3	遺体の収容等	3 4 6
第4	遺体の検視等	3 4 7
第5	遺体の埋・火葬	3 4 7
<b>第25節</b>	<b>住宅確保及び応急対策</b>	3 4 8
第1	基本的な考え方	3 4 8
第2	応急住宅の提供	3 4 8
第3	被災住宅の応急修理	3 5 1
第4	住宅関係障害物除去	3 5 2
第5	災害復旧用材の確保	3 5 2
第6	民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ	3 5 2
<b>第3章</b>	<b>地震災害復旧・復興計画</b>	3 5 3
第1	災害復旧事業の実施	3 5 3
第2	生活再建のための支援対策の実施	3 5 3
第3	激甚災害の指定	3 5 3

第1節	災害復旧事業の実施	354
第1	基本的な考え方	354
第2	災害復旧事業計画の作成	354
第3	災害復旧事業の実施	355
第4	復興計画の作成	356
第5	被災市町村への支援	357
第2節	生活再建等支援対策の実施	358
第1	基本的な考え方	358
第2	被災者の生活相談	359
第3	被災者の被災状況の把握	359
第4	雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）	360
第5	義援金、義援品の受付、配分	360
第6	生活資金及び事業資金の融資	362
第7	郵便・電話等の支援措置	363
第8	税等の徴収猶予、減免	364
第9	災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	365
第10	被災者生活再建支援法等に基づく支援	366
第3節	激甚災害の指定	369
第1	基本的な考え方	369
第2	激甚災害指定手続	369
第3	激甚災害指定基準	370
第4	局地激甚災害指定基準	372
第5	特別財政援助等の申請手続等	374
第6	激甚法に定める事業及び関係部局	374
第3編	津波災害対策計画	
第1章	津波災害予防計画	377
第1	津波災害に強い県土づくり	377
第1節	津波災害の予防	378
第1	基本的な考え方	378
第2	津波災害対策の想定	378
第3	海岸保全事業の推進	379
第4	津波に強いまちづくり	379
第2節	情報伝達体制の整備	381
第1	基本的な考え方	381
第2	海面監視体制の確立	381
第3	情報伝達体制の整備	381
第4	潮位観測情報等伝達体制の整備	382
第5	広報体制の整備	383

<b>第3節</b>	<b>防災活動体制の整備</b>	385
第1	基本的な考え方	385
第2	災害対策本部体制の整備	386
第3	防災中枢機能等の整備	387
第4	広域応援協力体制の整備	387
第5	公的機関等の業務継続性の確保	389
第6	複合災害体制の整備	390
第7	罹災証明書の発行体制の整備	390
第8	防災施設、装備等の整備	390
第9	孤立地区対策	391
<b>第4節</b>	<b>避難予防対策</b>	393
第1	基本的な考え方	393
第2	避難体制の整備	394
第3	指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	399
第4	応急仮設住宅の確保体制の整備	403
<b>第5節</b>	<b>救急・救助、医療体制の整備</b>	404
第1	基本的な考え方	404
第2	救急・救助体制の整備	405
第3	情報収集管理体制の整備	406
第4	医療救護体制の整備	406
第5	防災訓練	406
<b>第6節</b>	<b>交通確保、輸送体制の整備</b>	407
第1	基本的な考え方	407
第2	緊急通行車両等の事前届出・確認	407
第3	輸送体制の整備方針	409
第4	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	409
第5	緊急輸送道路啓開体制の整備	411
第6	緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備	411
<b>第7節</b>	<b>食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備</b>	412
第1	基本的な考え方	412
第2	食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	412
第3	飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	415
第4	燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	416
第5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	417
<b>第8節</b>	<b>要配慮者等安全確保体制の整備</b>	420
第1	基本的な考え方	420
第2	避難行動要支援者等支援体制の構築	421
第3	地域における要配慮者対策	423
第4	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	424

第9節	防疫・保健衛生、廃棄物処理体制の整備	4 2 5
第1	基本的な考え方	4 2 5
第2	防疫・保健衛生体制の整備	4 2 5
第3	動物愛護管理体制の整備	4 2 6
第4	廃棄物処理体制の整備	4 2 6
第5	し尿処理体制の整備	4 2 6
第10節	防災知識の普及・啓発及び防災訓練	4 2 7
第1	基本的な考え方	4 2 7
第2	消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化	4 2 7
第3	県民に対する防災教育	4 2 9
第4	学校教育における防災教育	4 3 1
第5	防災訓練	4 3 2
第2章	津波災害応急対策計画	4 3 4
第1	被害の拡大を防災するための応急対策の実施	4 3 4
第1節	災害応急活動体制	4 3 5
第1	基本的な考え方	4 3 5
第2	県の応急活動体制	4 3 6
第3	市町村の応急活動体制	4 4 5
第4	県における広域応援体制	4 4 6
第5	市町村・消防における相互応援協力	4 4 7
第6	市町村における広域応援体制	4 4 7
第7	緊急消防援助隊による応援	4 4 8
第8	自衛隊の災害派遣体制	4 4 9
第9	海上保安庁への応援協力体制	4 4 9
第2節	災害情報の収集・伝達及び広報	4 5 0
第1	基本的な考え方	4 5 0
第2	津波情報の収集・伝達	4 5 1
第3	被害情報等の収集・伝達	4 5 5
第4	県による災害広報の実施	4 5 8
第5	市町村による災害広報の実施	4 6 1
第6	住民からの問い合わせに対する対応	4 6 2
第3節	避難活動	4 6 3
第1	基本的な考え方	4 6 3
第2	要避難状況の早期把握・判断	4 6 4
第3	避難勧告等の実施	4 6 5
第4	避難勧告等の伝達	4 6 7
第5	避難の誘導等	4 6 8
第6	避難場所及び避難所の開設、運営	4 7 0
第7	広域一時滞在	4 7 3

<b>第4節</b>	<b>救助・救急、医療及び警備活動</b>	474
第1	基本的な考え方	474
第2	救急・救助活動	475
第3	医療救護活動	476
第4	助産救護活動	478
第5	傷病者の搬送	478
第6	特別に配慮を要する患者への対応	478
第7	災害警備体制の確立	479
第8	災害警備措置	479
<b>第5節</b>	<b>緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動</b>	484
第1	基本的な考え方	484
第2	緊急通行車両の確認等	484
第3	道路啓開	485
第4	港湾及び漁港啓開	486
第5	緊急輸送の実施	487
第6	緊急輸送手段等の確保	487
第7	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	489
<b>第6節</b>	<b>食料、飲料水及び生活必需品等の供給</b>	490
第1	基本的な考え方	490
第2	救援物資の管理体制	491
第3	食料の確保及び供給	492
第4	飲料水等の供給	495
第5	生活必需品等の供給	498
<b>第7節</b>	<b>要配慮者の安全確保</b>	501
第1	基本的な考え方	501
第2	災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	501
第3	高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	502
第4	児童、ひとり親家庭等に係る対策	502
第5	観光客及び外国人に係る対策	503
第6	社会福祉施設等に係る対策	504
<b>第8節</b>	<b>文教対策</b>	505
第1	基本的な考え方	505
第2	児童等の安全確認・施設被害状況確認	505
第3	応急対策の実施	506
第4	応急教育の実施	507
第5	学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	508
<b>第9節</b>	<b>防疫・保健衛生等に関する活動</b>	509
第1	基本的な考え方	509
第2	防疫活動	509

第3	保健及び精神保健活動	509
第4	廃棄物処理	510
第5	し尿処理	511
第6	遺体対策	512
<b>第10節</b>	<b>応急復旧及び二次災害の防止活動</b>	<b>514</b>
第1	基本的な考え方	514
第2	建築物の応急対策	514
第3	農作物、家畜及び関連施設の応急対策	516
第4	ライフライン施設応急復旧対策	517
第5	交通施設の応急対策	528
第6	河川及び海岸施設の応急対策	530
<b>第11節</b>	<b>住宅確保及び応急対策</b>	<b>532</b>
第1	基本的な考え方	532
第2	応急住宅の提供	532
第3	被災住宅の応急修理	535
第4	住宅関係障害物除去	536
第5	災害復旧用材の確保	536
第6	民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ	536
<b>第3章</b>	<b>地震災害復旧・復興計画</b>	<b>537</b>
<b>第1節</b>	<b>災害復旧事業の実施</b>	<b>537</b>
第1	基本的な考え方	537
第2	災害復旧事業計画の作成	537
第3	災害復旧事業の実施	538
第4	災害復興計画の作成	538
<b>第2節</b>	<b>生活再建等支援対策の実施</b>	<b>540</b>
第1	基本的な考え方	540
第2	被災者の生活相談	541
第3	被災者の被災状況の把握	541
第4	雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）	542
第5	生活資金及び事業資金の融資	542
第6	災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	544
第7	被災者生活再建支援法に基づく支援	544